

平成29年度

岐阜県健全化判断比率審査意見書

岐阜県公営企業会計資金不足比率審査意見書

岐 阜 県 監 査 委 員

監委第72号

平成30年 9月10日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県監査委員 山本 勝敏

岐阜県監査委員 太田 維久

岐阜県監査委員 山本 泉

岐阜県監査委員 藤 良寛

岐阜県監査委員 杉山 祐子

平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により審査を求められた健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定により審査を求められた資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

目 次

平成29年度岐阜県健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象	1
第2 審査の手続	1
第3 審査の結果及び意見	1

平成29年度岐阜県水道事業会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象	2
第2 審査の手続	2
第3 審査の結果及び意見	2

平成29年度岐阜県工業用水道事業会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象	3
第2 審査の手続	3
第3 審査の結果及び意見	3

平成29年度岐阜県流域下水道特別会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象	4
第2 審査の手続	4
第3 審査の結果及び意見	4

平成 29 年度岐阜県健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 29 年度岐阜県の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

(1) 健全化判断比率は、正確に算定されているか

(2) その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか

に主眼をおき、関係書類等との照合を行ったほか、関係者の説明を聴取し、審査を実施した。

第 3 審査の結果及び意見

健全化判断比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていることを認めた。

記

(単位：%)

区 分	平成29年度 健全化判断比率	平成28年度 健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	3.75	5.00
連結実質赤字比率	—	—	8.75	15.00
実質公債費比率	10.0	11.8	25.0	35.0
将来負担比率	199.1	195.8	400.0	

備考：実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、算定されない。

平成 29 年度岐阜県水道事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 29 年度岐阜県水道事業会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 資金不足比率は、正確に算定されているか
 - (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか
- に主眼をおき、関係書類等との照合を行ったほか、関係者の説明を聴取し、審査を実施した。

第 3 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められ、資金不足は発生していない。

記

(単位：%)

平成29年度 資金不足比率	平成28年度 資金不足比率	経営健全化基準
—	—	20.0

備考：資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額が生じていないため、算定されない。

平成 29 年度岐阜県工業用水道事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 29 年度岐阜県工業用水道事業会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

(1) 資金不足比率は、正確に算定されているか

(2) その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか

に主眼をおき、関係書類等との照合を行ったほか、関係者の説明を聴取し、審査を実施した。

第 3 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められ、資金不足は発生していない。

記

(単位：%)

平成29年度 資金不足比率	平成28年度 資金不足比率	経営健全化基準
—	—	20.0

備考：資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額が生じていないため、算定されない。

平成 29 年度岐阜県流域下水道特別会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 29 年度岐阜県流域下水道特別会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

(1) 資金不足比率は、正確に算定されているか

(2) その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか

に主眼をおき、関係書類等との照合を行ったほか、関係者の説明を聴取し、審査を実施した。

第 3 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められ、資金不足は発生していない。

記

(単位：%)

平成29年度 資金不足比率	平成28年度 資金不足比率	経営健全化基準
—	—	20.0

備考：資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額が生じていないため、算定されない。